

NPO法人バブルリング

定 款 特定非営利活動法人 バブルリング 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人バブルリングという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を墨田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、水泳を通じて健康的社会生活のサポートを行い、全ての人が健常者と同じように水泳を楽しめる社会の実現を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
2. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 特定非営利活動に係る事業
 - (1) 水泳振興のための支援事業
 - (2) 児童や障がい者、高齢者が楽しく安全に泳ぐことを支援する事業
 - (3) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) ボランティア会員、 この法人の目的に賛同し、主に水泳振興イベントの運営、また児童や障がい者、高齢者が水泳を行う事を支援する活動をするスタッフとして登録した個人

(3) バブルリングサポーター会員、この法人の目的に賛同し、この法人を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、「入会申込書」を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

(1) 理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(2) ボランティア会員及びバブルリングサポーター会員の入会についての事項は、別に定めることとする。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) ボランティア会員及びバブルリングサポーターの入会金及び会費は、別に定めることとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) ボランティア会員及びバブルリングサポーターの資格喪失については、別に定めることとする。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) ボランティア会員及びバブルリングサポーターの除名については別に定めることとする。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

(1) 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(2) 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(3) 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 1 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は取締役会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は曾員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任及び職務
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に関与することができない。

（議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員報酬
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に関与することができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47 条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり翌年12月31日に終わる。

(総機の措置)

第48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25 条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11 条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28 条の2 第1項に規定

する貸借対照表の公告については、内閣府NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑 則

《細則》

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次に掲げるとおりとする。
理事長 東 翔
理事 堀内 卓
理事 豊留 満
理事 岩永 直子
監事 井踏 一紀
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から令和8年3月31日までとする。
4. この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立初年度の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から、令和7年12月31日までとする。

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 バブルリング

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ) 氏名		報酬の有無	役職名等
1	理事	アズマ ショウ 東 翔		有	理事長
2	理事	トヨトメ ミツル 豊留 満		無	副理事長
3	理事	ホリウチ タカシ 堀内 卓		無	
4	理事	イワナガ ナオコ 岩永 直子		無	
5	監事	イブミ カズノリ 井踏 一紀		無	
6					
7					
8					
9					
10					

特定非営利活動法人バブルリング

設立趣旨書

1. 趣旨

現代社会において、健康的なライフスタイルは重要な課題となっています。特に、高齢化社会の進行や生活習慣病の増加により、身体活動を通じた健康の維持が求められています。水泳は、全身を使う運動であり、心身の健康維持に効果的なだけでなく、自然と触れ合えるという利点もあります。しかし、施設や交通手段が限られたり、安全面での懸念から、特に児童、障がい者、高齢者にとって水泳を楽しむ機会が限られているのが現状です。

こうした問題に対し、誰もが水泳を通じて健康維持や楽しみを体験し、健全な社会生活を送れるよう、支援する仕組みの構築が求められています。具体的には以下のような取り組みが考えられます：

- 水泳振興のためのアスリート支援を通じて、地域の水泳技術向上及び普及を図る仕組み。
- 児童、障がい者、高齢者が楽しく安全に泳げるためのプログラムを開発し、海やプールでの練習会、安全講習を提供する仕組み。
- 水泳を通じて、異なる世代や背景を持つ人々が交流し、相互理解を深める場を作る仕組み。

これらの活動を通じて、地域社会での多様な人々の健康促進及び文化交流を促し、いじめや孤立感の防止にも貢献できることが期待されます。当団体は、水泳を通じた健康的で多様な社会の創造を目的としています。

2. 申請に至るまでの経緯

この活動は、2015年に水泳チームとして発足して以来、上記趣旨に基づき様々な活動を展開してきました。特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得し、より充実した活動基盤を確立するために法人化を検討し始めました。2023年には、NPO法人化に向けた定款や事業計画の準備を進めることが決まりました。そして2024年には設立準備委員会を発足、特定非営利活動法人バブルリングの設立を決議し今回の申請に至りました。

2025年 3月 21日

設立代表者

氏名

東 翔

2025 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 バブルリング

1 事業実施の方針

初年度は、事業基盤の整備に重点を置く。NPO 法人設立支援事業を一層充実させるため、行政および民間を問わず、各種情報や資料の収集に努める。また、指導やホームページの開設など普及啓発活動を通じ、市民団体や NPO にご関心をお持ちの方々に対し、広く周知を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【 500 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
水泳振興のための支援事業	プールでの講習会の実施	2025 年 通年	プール千葉国際水泳場、アクアセンターなど	2 名 × 5 回 予定	不特定多数	1 0 × 5 回	250
水泳振興のための支援事業	海での講習会の実施	2025 年 7 月 8 月 9 月	海、片瀬海岸、材木座海岸、湯河原海岸	2 名 × 5 回 予定	不特定多数	1 0 × 5 回	250
水泳振興のための支援事業	ホームページ作成等	2025 年 1 0 月	事務局	1 名	不特定多数	不特定多数	

(2) その他の事業 (事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

2026 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 バブルリング

1 事業実施の方針

初年度は、事業基盤の整備に重点を置く。NPO 法人設立支援事業を一層充実させるため、行政および民間を問わず、各種情報や資料の収集に努める。また、指導やホームページの開設など普及啓発活動を通じ、市民団体や NPO にご関心をお持ちの方々に対し、広く周知を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【 500 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
水泳振興のための支援事業	プールでの講習会の実施	2026 年 通年	プール千葉国際水泳場、アクアセンターなど	2 名 × 5 回予定	不特定多数	1 0 × 5 回	250
水泳振興のための支援事業	海での講習会の実施	2026 年 7 月 8 月 9 月	海、片瀬海岸、材木座海岸、湯河原海岸	2 名 × 5 回予定	不特定多数	1 0 × 5 回	250
児童や障がい者、高齢者が楽しく安全に泳ぐことを支援する事業	障がい者・高齢者の水泳・スポーツ支援事業	2026 年 通年	地域公営プール・スポーツ施設	2 名 × 2 4 回	法人の活動に賛同し、支援を個人など	5 x 24 回	300
水泳振興のための支援事業	ホームページ作成等	2026 年 1 0 月	事務局	1 名	不特定多数	不特定多数	

(2) その他の事業 (事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 バブルリング

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取会費		0
	正会員受取会費	0	
	ボランティア会員	0	
	バブルリングサポーター会員	0	
2	受取寄附金		0
	受取寄附金	0	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		0
	受取補助金	0	
4	事業収益		500,000
	プール水泳指導事業収益	250,000	
	海水泳指導事業収益	250,000	
	ホームページ作成事業	0	
5	その他の収益		0
	受取利息	0	
経 常 収 益 計			500,000
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		
	（1）人件費		475,000
	給料手当	325,000	
	役員報酬		
	退職給付費用		
	福利厚生費	150,000	
	（2）その他経費		25,000
	会議費	10,000	
	旅費交通費	15,000	
	施設等評価費用		
	減価償却費		
	印刷製本費		
事業費計			500,000
2	管理費		
	（1）人件費		0
	役員報酬		
	給料手当		
	退職給付費用		
	福利厚生費		
	会場費		
	（2）その他経費		0
	消耗品費		
	水道光熱費		
	通信運搬費		
	地代家賃		
	旅費交通費		
	減価償却費		
管理費計			0
経 常 費 用 計			500,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			0
【C】 経 常 外 収 益			
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
経 常 外 費 用 計			0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③			0
	法人税、住民税及び事業税・・・④		
	前期繰越正味財産額・・・⑤		
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③-④+⑤			0

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 バブルリング

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取会費		0
	正会員受取会費	0	
	ボランティア会員	0	
	バブルリングサポーター会員	0	
2	受取寄附金		200,000
	受取寄附金	200,000	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		0
	受取補助金	0	
4	事業収益		800,000
	プール水泳指導事業収益	250,000	
	海水泳指導事業収益	250,000	
	水泳・スポーツ支援事業	300,000	
	ホームページなど広報・普及啓発事業	0	
5	その他の収益		0
	受取利息	0	
経 常 収 益 計			1,000,000
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		
	（1）人件費		616,000
	給料手当	416,000	
	役員報酬	50,000	
	退職給付費用		
	福利厚生費		
	会場費	150,000	
	（2）その他経費		59,000
	会議費	10,000	
	旅費交通費	39,000	
	施設等評価費用		
	減価償却費		
	印刷製本費	10,000	
事業費計			675,000
2	管理費		
	（1）人件費		0
	役員報酬		
	給料手当		
	退職給付費用		
	福利厚生費		
	会場費		
	（2）その他経費		0
	消耗品費		
	水道光熱費		
	通信運搬費		
	地代家賃		
	旅費交通費		
	減価償却費		
管理費計			0
経 常 費 用 計			675,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			325,000
【C】 経 常 外 収 益			
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
経 常 外 費 用 計			0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③			325,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		
	前期繰越正味財産額・・・⑤		
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③-④+⑤			325,000